

戦国末期から近世前期における土豪と村落

↳ 出羽国置賜郡小国石滝村・五味沢村の両齋藤家の事例を通して

A Thought on Powerful Local Clans(Dogos) and Villages in the Early Edo Period
; Focusing on Two Saito Clans in Ishitaki and Gomisawa Villages in Dewa Province

渡部 眞治

WATANABE, Shinji

【キーワード】 土豪 村落 石滝 五味沢

Key words: powerful local clan, village, Ishitaki, Gomisawa

はじめに

本稿では戦国時代には侍身分であり、近世に入ってから上層百姓となった石滝村・五味沢村の齋藤善兵衛・齋藤惣左衛門の両土豪の事例に注目して、村落支配の有様を中心に扱っていく。両家が戦国末期にどのような契機で当該村に住み着き村を切り開いていったのか、さらにその後近世前期という時代を、自然地理的要因や米沢藩の施策に規定されながら、どのような役割を果たして生き延びていったのか、これらのことを村という地域社会との関連の中で具体的に明らかにしていくことが本稿の目的である。

この時期の米沢藩の農村社会の研究¹⁾は、諸先学の精力的な考証により幾多の成果を挙げ、多くの論考を世に送り出している。しか

しながら本稿で扱う西置賜郡小国町を対象とした村落研究、とりわけ一六世紀後半から一八世紀前半にかけての土豪や村に焦点をあて、土豪の存在形態とその変容過程を村という地域社会との関係の中で明らかにした研究は、管見の限り甚だ少ないように見受けられる。そこでこれまでの先学の研究成果に学びながら、その空白を少しでも埋めるために、当該地域の村落史研究の一事例として本稿をまとめていきたいと考える。

この時期の村落研究、とりわけ中近世移行期の村落研究については、一九八〇年代に中世史研究者の勝俣鎮夫氏²⁾・藤木久志氏³⁾らによって村請制や自力の村論などの視点が提唱され、それを契機に多くの研究成果が発表されてきている⁴⁾。

一方、近世史研究者の側からも渡辺尚志氏のように、中世から近

世への移行の時期を断絶の過程として捉えるのではなく、緩やかだが確実な変化を内包する過程であること、しかし移行期の始点と終点を比較すると、そこには確実に質的な差を見出すことができる⁽⁵⁾といった連続性と差異性を視点に据えた見解も示されてきた。

また、特に本稿との関係で言えば近世史研究者である水本邦彦氏は、村落研究にあたっては、百姓（経営体）・村（共同体）・国家（幕藩体制）の三者の関係を問題にしていくことを提唱している⁽⁶⁾。

例えば、本稿の対象地域である置賜地方では、米沢藩がとつた諸政策が村や百姓のあり方を規定し、それによって生じた逃散や走り、訴などの百姓の動きが、逆に藩の政策や社会を規定していくという具体的な姿として捉えていくことの必要性を述べている。これらの中世史家・近世史家の諸成果⁽⁷⁾に学びつつ、所期の目的を果たしていきたいと思う。

第一章 齋藤善兵衛家の石滝入部と地域開発

第一節 戦国後期の石滝在家

まず初めに、土豪齋藤善兵衛が居住した石滝村について考察を進めよう。齋藤善兵衛家入部以前の石滝の史料上の初見は、大永七（二五二七）年九月五日伊達氏家臣大塚信濃宛に発給された「伊達植宗安堵状案」である。

（史料①）⁽⁸⁾

（前略）

一上郡山大炊助所より賣地、下長井 石瀧在家、山添而

一字不残、年貢三貫文之所（中略）各々任本状、永代不可
仍爲後日證状如件、

（宗）

大永七年九月五日

植

大塚信濃守殿

（傍線は筆者、以下同じ）

これにより石瀧在家一字が周囲の山野を添えて伊達植宗から大塚信濃守に安堵されていたことがわかる。大塚信濃守は、現在東置賜郡川西町の大塚地区に本貫地を持つ大塚氏の庶流の一族である⁽⁹⁾。

次に石滝の地名が史料上に現れるのは、天文二二（一五五三）年に成立した『晴宗公采地下賜録』の中においてである。

（史料②）⁽¹⁰⁾

下長井白うさぎ二ほそや在家、（中略）小國の内、いしたき在家、

（中略）各下、

大塚しなの

すなわち石瀧在家が、伊達領の他の幾つかの在家や居屋敷等とともに天文の乱後も大塚信濃に安堵されている。この大塚信濃に安堵された石瀧在家は現在のどの位置に比定されるのであろうか。結論を先に言えば、現在の石滝村と五味沢村の丁度中間地点にある出戸地区の山際に広がる集落がそれにあたりと考えられる（文末地図参照）。この集落の周辺には自然石等を利用した古い墓石を見ることができし、山際の最も古い家と考えられる伊藤家の裏から出戸沢が

（有相違候力）

流れ、開墾当時は宅地周辺の水田に容易に引水することができる環境となっていた。またすぐ裏手には湧水もあり、飲料水の確保も容易であったことがわかっている¹¹⁾。

この在家を基点として、その後この地域に広がる自然地形を利用して、図のように石滝村は東側の、五味沢村は北側の平坦部が開墾されて、それぞれの村が形成されていったことは間違いないであろう。

第二節 新天地への入部と開発

この石滝在家の地に、永禄一一(一五六八)年に新たに侍身分の齋藤善兵衛がやってきて開発を進める。次は齋藤善兵衛家の石滝への移住の経過について史料から追ってみよう。

(史料③)¹²⁾

記録書写

覚

右之先祖齋藤伊豫越後国住居之節、本庄繁長様御書二而大畠之地ヲ領シ罷在候、其後永禄十一年中嫡子善兵衛名子同道二而小国江罷越、上郡山民部景為様御書二而石滝村切開キ住居仕候

齋藤善兵衛家には近世のある時期に整理し、その都度付け足し補筆していった系図と、それを元に明治中期頃に清書した系図と二種類のものが伝来している。(史料③)は後者の系図の冒頭の部分であり、その意味で「記録書写」の標題が付いていると思われる。

この文書によると永禄十一年齋藤安実が嫡子であった善兵衛を連れて越後国の大畠の地から小国へやってきて、小国中心部小坂に居館を持つ「上郡山景為様御書二而」石滝村を切り開き居住するようになったことが記されている。さらにこれに続く系図を見ると、その後齋藤家は名子を独立させたり分家を近隣に分出させたりしながら開発を進め、石滝在家は新たな発展の段階を迎えた様子がわかる(このことについては後述)。

それでは永禄十一年の石滝入部以前の齋藤善兵衛家について考察してみよう。次の永禄八(一五六五)年四月一二日の「本庄繁長知行宛行状」にその動向が見える。

(史料④)¹³⁾

近年之軍役、以少地無懈怠務之事、感味之上、本持所大畠之地分、引替出置候、向後一領を相嗜、可成奉公候、少も無沙汰之儀有之者、不可有其曲者也、仍如件、

永禄八年四月十二日

繁長(本世)(花押影)

(附記)「本庄繁長家来」

齋藤十郎左衛門

永禄八年四月一二日に齋藤十郎左衛門が本庄繁長より「近年之軍役」の恩賞として、村上耕雲寺門前の大畠の地を与えられた。門前大畠の地は慶長二(一五九七)年ころ、上杉氏が作成したと伝えられる『越後国瀬波郡絵図』¹⁴⁾にその存在を確認することができ、絵図の中に次のように記述されている。

(史料⑤)¹⁵⁾

大はたけ村 下

大國但馬分

本納 合十三石壹斗

縄ノ高 合四拾貳石九斗八升六合

家老間

村上ヨリ十五里

大はたけ村は、この絵図が成立した慶長二年頃には、上杉景勝の臣直江兼続の実弟であった大國但馬の知行地となっていたことがわかるが、(史料④)に話を戻すと、宛所である十郎左衛門は「齋藤家系図」¹⁶⁾の十郎左衛門盛藤に比定することができる(文末系図参照)。すなわち永禄八年当時、齋藤伊豫の父である十郎左衛門盛藤は本庄繁長の麾下に属し種々の軍功を挙げ、大畠村を知行地として与えられていたことがわかるのである。

さらに四年後の永禄一二(一五六九)年「本庄繁長感状」にも村上本庄氏家臣として十郎左衛門の名前が見える。

(史料⑥) ①

今度籠城、相續走廻候事、神妙候、因茲持所之内、末代迄諸
(合歳九) 役停止之者也、仍如件

永禄十二年二月吉日

(本庄) 繁長

(後筆) 「本庄繁長家來」

齋藤十郎左衛門とのへ

この文書は、永禄一一年から一二年にかけての上杉謙信と本庄繁

長の抗争に関わるものである(本庄氏の乱)¹⁸⁾。この抗争で本庄繁長は村上市のほぼ中央、三面川の支流門前川左岸の臥牛山(がきゅうざん)に築かれた本庄氏歴代の居城、村上要害に籠城し、謙信と干戈を交えるという事態が発生した。前述(史料③)からは、永禄一二(一五六八)年門前大畠から出羽小国石滝へ盛藤の嫡男である齋藤伊豫安実が移住して来て、荒れ地を切り開き居住するようになったことがわかる。

さらに(史料⑥)からは、父である齋藤十郎左衛門盛藤が繁長より「今度籠城、相續走廻候事」の恩賞として、「末代迄諸役停止」の特権が与えられたことがわかるのである。この二通の文書から永禄十二年二月の時点で、親である十郎左衛門盛藤は村上に、嫡男である伊豫安実(あづま)は小国石滝にあったことが確実である。この本庄氏の乱における齋藤氏の「走廻候事」の本身とは一体何であったのだろうか。そのことについては『村上市史 通史編1 原始・古代・中世』が示唆を与えてくれる。

本庄氏の乱を終結させるに当たって、伊達輝宗が謙信と繁長の仲介をとったことはすでに知られている。その際に輝宗の使者として派遣されていたのが伊達麾下中津川丹波守であった。中津川丹波は戦国時代出羽小国に居城を持ち、小国周辺の複数の地を知行地として伊達氏より宛行われていた上郡山景為(かみなり)(前掲史料③参照)との関係を指摘することができる。すなわち、上郡山景為に子がなかったために、中津川丹波の第三子を養子として常為と名乗らせたことが知られている¹⁹⁾。この中津川丹波守および上郡山との接触にあたって、本庄方の窓口となったのが齋藤十郎左衛門盛藤・伊豫安実親子であると考えられる。父盛藤は村上に残り、嫡男安実は小国石滝に

移住し、伊達との連絡を取ることによって繁長籠城を側面から支えたものということができるであろう。その功績により、村上に残った父盛藤は永禄一二年二月、乱の終結直前に繁長より（史料⑥）の感状を受け取ったものと思われる。このように齋藤家は本庄氏の乱を契機に、石滝に移住し「上郡山民部景為様御書二而」荒地を切り開き居住するようになったことは間違いないことであろう。次にその後の齋藤家の展開を見ていくことにしよう。

第三節 一族の分出と周辺地域への発展

石滝齋藤家の初代である安実が名子を同道して小国にやってきたことはすでに見た通りである。名子はこの後近世期を通じて主家より独立し、主家に労働提供する存在となつて石滝集落に在村したことは現地調査から明らかとなっている。

さて齋藤善兵衛家が石滝に根を張っていく様子は、名子の独立のみならず一族の二男、三男を分出させることによつても確認できる。その様子を「齋藤家系図」²⁰によつて年代の早い順に整理すれば（表1）のようになる。近世前期までの状況をまとめたものであるが七例を数える。このうち伊三郎・門七（表1の①）、三右衛門（表1の⑤）、権六（表1の⑦）などは現在まで途切れることなく、その存在を石滝集落内に確認できる。それぞれの分家の集落内の位置関係については図1（文章末資料綴）を参照願いたい。

次に石滝集落だけでなく、もう少し広範な地域に二男、三男を分出し地域開発に努めた例を紹介したい。

新潟県村上市（平成の市町村合併以前は朝日村）に小揚^{こあげ}という集落がある。小揚集落は、小国北方荒沢から羽越国境の大峠を越えて、村上城下へ続く街道（柳生戸^{やなぎうど}街道）の途中にある集落である。石滝入部後の二代目である盛清代、天正元（一五七三）年に二男善兵衛表1の②）が越後国の小揚を切り開き、庄屋や交通路の宿場を取り仕切る問屋を務めながら領主の村支配の末端としてその一端を担ったものと考えられる。

次に、小国町中心部増岡地内にも善兵衛家の流れを汲む齋藤家が数軒残っている。増岡地区は、上杉氏の置賜入部当初の開墾政策よつて笹生代官が二代六〇年間にわたり開墾した地域である。

石滝齋藤家の記録によると、石滝齋藤家三代目善兵衛盛家の時「二男七兵衛、同年（元和元年）増岡へ家持仕候」（表1の④）と記され、増岡開墾当時からここに入植し分家を出しながら新田村開発に尽力したことが伝えられている。ここに戦国時代末から近世初期にかけて侍身分から百姓となつた、齋藤善兵衛・十郎左衛門家が主導的役割を担いながら、それまでの在家集落を発展させ新たに入部した土地を開墾し、名子・一族を村落内外へと分出させ地域開発に尽力していった姿を見ることができるのである。

(表1) 齋藤善兵衛家における二男・三男の独立

NO	年 代	名 前	独立の状況
①	天正元年 (1573年)	弟 十郎右衛門 (伊三郎・門七)	家持仕候
②	天正元年 (1573年)	二男 善兵衛	越後小揚切開致候
③	元和元年 (1615年)	弟 十兵衛	川向へ家持仕候
④	元和元年 (1615年)	次男 七兵衛	増岡へ家持仕候
⑤	寛永十二年 (1635年)	弟 三右衛門	家持二仕候
⑥	寛延三年 (1750年)	弟 善五郎	家持二仕候
⑦	宝暦九年 (1759年)	三男 権六	家持二仕候

第二章 近世前期の齋藤惣左衛門家と五味沢村

第一節 検地帳に見る草創期の五味沢村

第一章で取り上げた石滝村と隣接して五味沢村がある。この村の齋藤文吉家には文禄三（一五九四）年の年号を持つ検地帳²¹が代々伝わっている。齋藤文吉家は古くから屋号を「惣左衛門」と名乗り、近世期を通じて肝煎などの村役人を務めた。『小国町誌資料 第一巻』²²によれば、この齋藤文吉家は第一章で述べた齋藤善兵衛家と同族の家系に属することになっているが、筆者は善兵衛家と惣左衛門家が同族であるという判断はとりあえず今のところ慎重でありたい。

惣左衛門家には天明六（一七八六）年に米沢藩の代官所に提出した次のような文書の案文が残っている。

（史料⑦）²³

御尋付而申上候事

拙者先祖は数代肝煎役相勤申段、年数等委敷申上候様二被仰聞奉承知候、五味沢村開候は之肝煎二御座候所、古来書物等ハ焼失仕候由二御座候得ハ、年数可申上様無御座候得共、文禄年中ハ書物引合少々相見へ、是迄百九拾年余り罷成申候、以前之義ハ相知不申候、享保八年中二肝煎式人罷成申由、天明式年中ハ往古通り拙者一拵^{罷方}成申候、数代拙者迄首尾能相勤 不明 御尋二申上候

以上

天明六年十二月

五味沢村肝煎 惣左衛門

御代官所

この文書は代官所の御尋に対して、惣左衛門が自らの由緒を書き上げたものである。これによれば一八世紀後半まで齋藤家では、それまでの自らの由緒を、以下のように認識していたことが知られる。

- (1) 惣左衛門家は先祖より数代肝煎役を務めてきたこと。
- (2) 加えて五味沢村が開かれた頃よりの肝煎であること。
- (3) 文禄年中より書物なども見え、現在まで百九十年あまり続いていること。

(4) 享保八(一七三三)年からは五味沢村の肝煎は二人体制で行ってきたが、天明二(一七八二)年からは再び惣左衛門一人体制になったこと(この事については本章第三節で詳述)。

齋藤文吉家の一五〇点に及ぶ近世期古文書群の中には、先述の文禄三(一五九四)年の検地帳も含まれている。戦国期には管見の限り各種文書に五味沢の地名が現れないから、第一章の齋藤善兵衛家入部と同時期か、あるいはそれ以降間もない時期に惣左衛門家が中心となって五味沢村に入部し、この集落を開削したものとみて間違いないであろう。

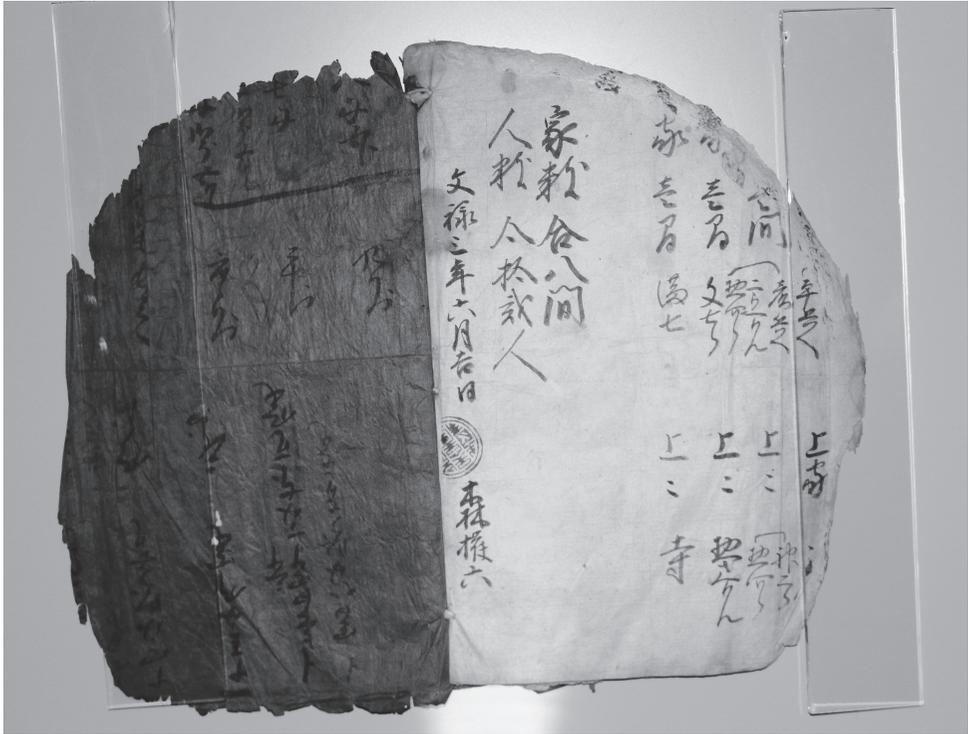
この文禄三年検地帳の分析を通して近世初期の五味沢集落の様相を垣間見ていくことにしよう。置賜地方のこの時期の検地については、天正一九(一五九二)年と文禄三(一五九四)年に行われた痕跡が窺える²⁴。五味沢村の検地帳は焼損部分が相当程度あるものの、記載内容、特にそれぞれの百姓や土地の名請状況等を分析することで、不十分ながらもどのような階層の人々によって村が構成されていたかある程度は知ることができる。

まず検地帳そのものの分析を試みたい。この検地帳には、本体を

包み込むように紙質の明らかに異なる柿渋処理された表紙と裏表紙がついていて、「元禄四年十二月六日 御公儀様」不明「五味沢村」の文字が読み取れる。検地帳を見開きにすると、左右両頁にかかる様にどの頁の継ぎ目にも、やや下方に丸い黒印が押印されている。

ただし、裏表紙についてみると本文の最後の頁、すなわち検地帳の作成時期「文禄三年六月吉日」と検地役人「森権六」と記載された頁には割印の右半分はあるが、裏表紙の方の継ぎ目には左半分の割印が見当たらない。これは表紙と裏表紙が何らかの事情で付け替えられた可能性を示しており、表書きの「元禄四年十二月六日」は、この検地帳の作成年代とは関係なく、表紙が付け替えられた時期に関係するものと考えられ、したがってこの検地帳は表紙を除き本体は作成された当時の原本であることは間違いない。

次に、この検地帳の記載内容を集計してみると、欠損部分が多く判読不能により拾いきれなかった名請人もあるが、一応名請人として確認できる者の合計は三〇人であり、その名請高合計面積は一九町八反四畝一九歩である。このうち一町歩以上の名請人は六人であり、この六人の名請合計面積は一一町二反八畝二七歩、総面積の五六・八%の寡占状況を呈している。一町歩以上の名請人の中でも惣左衛門は別格で、村での聞き取りによると、村の曹洞宗寺院長福寺の開基檀徒として寺院開創に関わったことが知られる。これらのことから、惣左衛門は村の開発主的な存在として、名請面積三町三畝余と他の百姓を圧倒し広い耕地を名請している。これは単家族労働だけでは対応できない面積であり、どのような形態で農業経営を行っていたかは、他にこれを裏付ける史料が残存していないので詳



文禄三年五味沢村検地帳（筆者撮影）

しくは知り得ない。ただし名請人の名前をさらに詳しく見ると「惣左衛門尉」「惣さへもん」「次郎右衛門尉」「二郎ゑ（へ）もん」などのように同一人物と思われるものでも、「尉」がつく場合とそうでない場合の二種類があり、この表記の違いが何を意味するのか、名請のあり方や土地所有の形態の違いを意味するのかもしれない。しかしこれ以上の結論は今後の研究課題である。

第二節 村のなりたちと土豪

前節の検地帳に見るように齋藤惣左衛門家は、戦国末期から文禄三年の検地が行われるまで、他の百姓をはるかに凌ぐ面積を名請し五味沢村の草分け的土豪として姿を現している。戦国期から江戸時代前期を通じて、長谷川裕子氏は「村の生存」²⁶⁾のために、戦国期の侍衆の系譜を引く土豪が村や地域支配者としての性格から、しだいに経済的融通や資金調達などの面で、村や地域のために奉仕・尽力する存在へと変貌を遂げる時期であると指摘している。

この節ではまず初めに、齋藤文吉家文書の中から戦国期に侍身分であった土豪が、近世初期にも百姓との関係において優位な立場を保ちながら、藩役人と連携し村や地域を運営している姿の一端を紹介していくことにしたい。

（史料⑧）²⁶⁾

末沢相渡申候事

一末沢平石より上徒ま迄、前々之通相渡し、河役²⁷⁾之儀、先年之通銀子七匁（黒印）二相定所実正二御座候

一山之制札者此地者遠山之事二候へハ、吟味不相成候二付、先年之通山之吟味頼入候、自然猥成儀訴人於有之二者、小国之御役人所迄様子申届、^(案乙)□きん三可仕候、為後日仍如件

寛文六年丙午

七月五日

三面村⁽²⁸⁾

小池大炊助(黒印)

五味沢村

濟藤監物殿 参

一七世紀中葉のこの文書の受取り人は濟藤監物で、この時期の齋藤文吉家の家督相続者である。一方発給者である小池大炊助は、隣国村上領の奥三面村(現在は奥三面沼の湖底に沈んでいる)において文禄期から近世にかけて種々の文書に名前の見える土豪である。小池大炊助については、『朝日村史』⁽²⁹⁾に掲載の次の(a)(b)(c)の三史料から、当時の土豪としてのいくつかの性格を知ることができる。

(資料⑨)⁽³⁰⁾

(a) 三面村法度

- 一 他国へ道を付、往復一人茂無用の事
 - 一 作をもせずむさと有之者抱置間敷事
 - 一 無手かたして何もの成共をくりと於すまじき事
- 右三ヶ条昼夜心懸肝要也
- 文禄四年三月十九日

春日(印)

小池大炊介とのへ

(b) 堀直寄知行状

於三面村高頭之内百石取分扶助候、全可領知者也、仍如件

元和四^(二六二五)

五月三日

(直寄(花押))

三面村

大炊介とのへ

(c) 急度申遣候、自然出切手無之者、於罷通は其所に押置可注進、

若人多にて罷通族は、近郷之者共おり合可留置、押へきかれ

さる事あらば当座可討取油断仕間敷者也

(元和四年力) 午の八月九日

右近(判)

主水(判)

三面村人留

大炊介殿

すなわち、(a)の史料からは大炊介は新しく他国へ通ずる道をつくることの取り締まりや、農作業など何もしないでいる者を村に置かないこと、手形を持たない者の通行を許さないことなどの国境の村の管理を任せられていた。(c)の史料からは多人数で大炊介の指示に従わない者については、近郷から人を集めて留め置くように、押さへえを聞き入れないような場合には討ち取ってしまうようにという大

きな権限を与えられて、国境における人の出入りを厳しく監視していた。(b)の史料からは、任務を遂行するためと考えられるが、村上藩主堀直寄より奥三面の地に百石の知行地を与えられていた。このように領主から大きな権限を与えられて、国境の管理や村の運営に携わっていた土豪の姿を知ることができるのである。

(史料⑧)の内容に話を戻すと、文書中の末沢川は奥三面村を貫流する三面川の支流であり、前述の通り小池大炊介が、その管理を委ねられていた河川である(文末地図参照)。末沢川上流は行政区分は村上藩領三分分に属するけれども、地形的あるいは生活圏的には一つの尾根を隔てて五味沢分に近い位置となっている。初めの一つ書きは、この「末沢平石と上徒ま迄」の用益権に関わる内容である。村上藩領である末沢川の一部の用益を米沢藩領の五味沢村の住人達に「前々之通」認めて、その代わり賦課する川役を「先年之通銀子七匁」に定める事を通知している。

二つ目は、山の制札に関わることである。末沢川の上流は大炊介の居住地からはあまりにも遠山であるので監視が容易でない。そこで「先年之通山之吟味頼入」と監視に委ねている。それについて種々訴え出るような者がいた場合は、小国代官所の御役人衆に届けて吟味してもらうようにと通知している。

この文書でさらに興味深いのは、川役や山之制札について、藩領の異なる二人の土豪が相当の権限を持つて差配している点である。少なくとも米沢藩の小国代官所では、「小国之御役人所迄様子申届(堅力) きんミ可仕候」と、土豪の権限を前提に山林管理や貢租管理を行なっていたことが分かる。あるいは代官所と土豪の連携なしに

は領国経営を行なうことができなかつたという、近世初期の藩の実態を如実に示しているのではないだろうか。

この(史料⑧)や小池大炊介についての情報を見る限り、ここ五味沢村や奥三面においては、寛文期、一七世紀中葉までは戦国期以来の土豪が、村のなりたちにおいて、相当大きな権限を持ちながら村落運営に関わっていた姿を知りうるのである。

次に、この時期村のなりたちを維持するために、土豪と村・百姓、藩がどのような関係を持つて行動していたかを考察するために(史料⑧)から約四〇年下った宝永四(一七〇七)年の文書を見ていくことにしよう。かなりの長文であるので一部を省略して掲載する。

(史料⑩)³¹

以書附奉願上候事

(第一の一つ書き、及び第二の一つ書き省略)

一 当村之儀(中略)寛文十三年と元禄八年迄百姓数式拾五人相禿申候、其後元禄九年二禿百生五人罷出候二付、跡百姓二仕付被下置^⑧申上候得共、先御代官安部清左衛門殿二^①小国中津河廻状被成候得共、禿跡田地望人無御座、兩年村ノ割作二被仰付候所、作之実二^②御年貢銀間二合不申、村方引足銀上納相究申候、其後跡百生仕付被下置様二、再三願之上二候得者望人無御座候、^③無據相談之上、家持百生之二三男共二五人之跡禿上へ仕付申候、(中略)元式より来人頭六拾人余り身賣罷出申候、元十三二一村中禿申段二申上候得者、(中略)^④右願之通式間三分御役間、当年より未廿年之^⑤年季二本軒御用捨被成下候ハバ、難有仕合二可奉存候、右段不被^⑥成下候得者、御留山相守可申様無御座、段々困窮仕相禿申儀二御

座候間、以御慈悲御斗被下置様二、(後略)

宝永四年三月廿六日

五味沢村惣百姓判

村役判

御代官所

この文書は、差し出しが「五味沢村惣百姓判」「村役判」などと簡略な書き方になっているので、村側の控えの文書である。困窮につき軒役^②を減免して欲しいという願いを村方から代官所に差し出した訴文である。したがって村側の誇張が多分あることを考慮する必要はあるが、史料が明らかにしているように、寛文一三(一六七三)年から元禄九(一六九六)年の二三年間に都合三〇人の禿^{ぶれ}百姓が出ていたこと、さらに元禄二(一六八九)年からは六〇人余の身売りが出ていることを訴えている。禿百姓とは、農業経営が破綻して欠落や逃散により耕作地を放棄してしまった百姓のことである³³。領主側にとつても、できるだけ早く代わりの百姓、跡百姓を入植させて耕作者を確保し、年貢・諸役収取の安定を図りたいわけである。しかしこの文書の傍線①にも述べられている様に小国・中津河などの置賜地方の他の村落でも百姓の困窮は同じような状況で、跡百姓に望む百姓はなく禿百姓の跡を補うことは容易ではなかった³⁴。

禿百姓が放棄していった耕地については、この時期領主への貢租の納入は村請制が確立し、村割作を行って補填することが行われた。村割作とは耕作するものがいなくなった耕地を、その村の残りの百姓が分担して耕作することである。このことよって残された村の

百姓の負担はさらに増加することになっていく。本文書でも「跡百姓仕付被下置(様力)二再三願之」とあり、再三に亙つて代官所に跡百姓を入植させてくれる様に願っているけれども実現は難しかった。最終的には全村の協力体制の下に、比較的余力のある百姓の二男・三男を禿跡に分家することで危機を乗り切ろうとしているが(傍線②)、中々元の状況に復することはできなかった。

この文書から、当時の村・百姓と米沢藩の実態について、次の三点のことを言いうるであろう。

(一) 百姓たちは御留山の山守役を盾に貢租減免運動を行なっている。(二) 小経営百姓が村落運営へ参加するようになってきた。

(三) 自然条件と過重な年貢負担体制が多く禿れ百姓を出している。まず第一の点についてであるが、領主の搾取への巧みな百姓たちの抵抗である。その際に村側が減免の一番の拠り所としたのは、五味沢村百姓達が御留山の山守を務めていることである。傍線③からもわかるように、本来の軒役高から二軒三分を、今回さらに二〇年間延長して欲しい旨を訴えている。容赦してもらわなければ山守を続けることができないと、山守という負担の大きさを訴えながら、村の要求を実現させていく百姓側の戦術を見てとることができるのである。

第二には、小百姓たちが村落運営へ参加する姿が見えるようになったことである。傍線部②「無據相談之上」が示すように、おそらく村寄合のようなことを何度も重ねながら共同で村の危機を乗り切るための方策を決定している。差出人の署判も惣百姓と村役人が肩を並べてなされる様になり、百姓の力が相対的に伸びてきたこと、

齋藤家の様な土豪が大きな力を持って単独で村運営を主導していくことができなくなっていることを見て取ることができる。(史料⑧)の寛文六年の文書に見られた様な、土豪が村のなりたちに関わる重要事項を専権的に行っていく姿は少しづつ影をひそめてきている。

第三には、近世前期の五味沢村の土豪と村落のあり方の基底にある村落疲弊が、いかなる点に求められるかということである。

村落疲弊の原因のまず一つは、五味沢村の自然地理的要因と灌漑技術の未熟さを挙げなければならない。佐藤宏之編『小国マタギ共生の民俗知』³⁵⁾の「第三章 小国山間部の近世村落―その景観と暮らし―」において、寛永一八(一六四一)年「五味沢村日損立枯河欠検地帳」³⁶⁾を分析している。併せて現地調査や聞き取りから近世初期の五味沢村の水田耕作の特徴として、中世以来の何本かの沢の「タテ灌漑」(小さな沢水を利用した用水)と、近世前期に設けられた荒川という大川から取水する「ヨコ灌漑」(大雨時には大氾濫を伴う用水)が混在していた状況を指摘している。そのために少しの天候不順でも小さな沢から取水する水田では水が涸れ早害に見舞われるし、また荒川に近い水田では治水の未熟による大雨による洪水が頻繁に起こり、しばしば河欠・川押を生ぜしめる原因となったことを述べている。五味沢村の村高が、正保年間(一六四四〜一六四七)に二五八石だったものが文化年間(一八〇四〜一八一七)頃には六八五石と約二・五倍に増加していることを指摘し、自然災害を惹起する不安定な灌漑技術が克服されるようになるのが、漸く近世中・後期のことであると指摘している³⁷⁾。

事実、荒川沿いの水田は川押や河欠に度々悩まされ続けたようで、

このことを裏付けるように、文吉家文書には「洪水」「水押」「河欠」「水除」「川除」「堰普請」等に関わる文書が全部で八通見受けられる³⁸⁾。そして、そのほとんどが近世前期に集中している。このような文書の残存状況が示すように近世前期においては、自然地理的要因と灌漑や治水技術の未熟のために、頻繁に大きな自然災害に見舞われたことが、村の困窮と疲弊を招いていたことが知られるのである。

村落疲弊の二つ目の原因としては、当時の米沢藩の過酷な年貢・諸役負担と搾取の実態をあげなければならないであろう。上杉氏は会津時代一二〇万石から、二度の削封により寛文四(一六六四)年には一五万石の領知高へと転落する。上杉氏は領知高が十分の一近くになったけれども、それまで抱えていた家臣団をほとんどを召し放さず、六千人余の規模をそのまま維持し藩経営を行っていたことは周知のごとくである。それに伴い上杉氏は、その後下級藩士も含めた開墾政策と種々の年貢・諸役増徴政策を行い財政の立て直しを図っている。

例えば、米沢藩では蒲生氏の租法である「半石半永」制を引き継いで、年貢のうち半分は米で半分は貨幣(銀・銭)で収めることが基本となっていた。その半永分の負担について、当初は蒲生氏と同じく石高七斗につき一〇〇文の換算で納入させていたが、後に六斗一〇〇文に、さらに明暦元(一六五五)年には五斗一〇〇文に増徴し収入の確保を図っている³⁹⁾。

一方、夫役である軒役についてみると、上杉氏統治の当初慶長・元和期頃までは各村々の役屋数改が行われ、ある一定規模の経営能力のある有力百姓を役屋に指定し、御作事屋御用夫(藩の御作事屋

頭の指揮を受けて行う城郭やその他直接的な領主関係の修理普請役」と、在々御普請夫（領内各地の道・橋・川・堰・御堂などの普請役）の両夫役を行なわせていた。繰り返しになるが藩制当初は、軒役は所持している石高を基準に百姓に賦課するのではなく、負担能力のある百姓を役屋一軒と指定し、その役家数基準で家ごとに負担するのが軒役の基本であった。したがって当初は零細な土地所有百姓たちはこの夫役負担を免れることができた。

この労働徴発が物成詰三十二石を一軒として、村請として代納化されるようになったのが元禄八（一六九五）年である。百姓一軒の年間の人足供出を一二〇人と定め、一日に三度の食事分を年間一二〇人分に換算し米二俵と日料合計銀八〇匁と換算し、百姓一軒分の軒役を合計で米二俵と銀八〇匁と規定したのである。この米二俵と銀八〇匁の軒役米銀は、さらに宝永三（一七〇三）年には銀二〇匁が追加され米二俵と銀一〇〇匁となり、最終的に享保二〇（一七三五）年には完全に定額化された⁴⁰。（史料⑩）からもわかる通り、五味沢村ではこの軒役が村にとつては大きな負担であり、何とか理由をつけて減免してもらおうと画策しているわけである。以上のように上杉氏の諸役賦課の実態を半石半永の半永分と軒役増徴の二例についてのみ書き出してみたが、その他の様々な貢租負担増加と合わせて、村請制によつて村高に依つて村全体で負担するような仕組みになっていくわけである。したがって五味沢村のような水田耕作条件の良くない村の百姓は、生活困窮から欠落、逃散といった方法で耕作地放棄をせざるを得ない状況に追いやられていったわけである。このような中で村では肝煎や組頭という村役にあつ

た上層百姓を中心に、藩への願書や訴文を提出し村の危機を回避しようと試みた。それも実現しない場合は、齋藤家ような上層百姓と百姓中が協力・意思統一して山守などの村の特殊事情を逆手にとつて、減免要求を行なっている事実を確認できるのである。

さらに付け加えるならば、この文書全体を通じて言えることであるが、藩役人達が過重な間（軒）役負担によつて百姓が潰れてしまうことを極度に忌避している点である。年季が明けて改めて願いを出せば、さらに斗らいを行うというような、百姓の要求に応じる役人達の妥協的な態度も省略はしたが、第一、第二の一つ書きの中に見て取ることができるのである。

次に山間地という五味沢村特有の自然条件の中、頻発する自然災害に対し土豪と村、藩の役人の三者が、それぞれのように役割を分担しながら事態に対応していたのかを考察してみたい。

（史料⑩）⁴¹

書付出し申事

此度五味沢村分川除小俣村二而仕度段、御代官所へ申立候付、為御見分長岡吉兵衛^④殿御出御覽被成、川除ノ場所双方へ被仰付、御請仕書付公儀へ差上申候、扱又五味沢分八川くらの大せきと川上八古沢、遍ゆる五味沢分紛無御座候、此末川除右場所へ新き仁まし候ハ、各川除仕儀にて五味沢村へ相断相たんこ二可仕候

宝永三年五月廿七日

小俣村きも入

九郎右衛門（黒印）

(以下、百姓名四名分略)

五味沢村きも入

長四郎 殿

この文書は、宝永三(一七〇六)年の五味沢村と村境を接する隣村の小股村⁴³との川除普請に関する文書である。差出は小股村肝煎九郎右衛門を筆頭に他百姓四名で、受取りは五味沢村肝煎の長四郎である。五味沢村分の土地に小股村で川除普請を行いたかったので代官所に申し立てたところ、代官所役人長岡吉兵衛が見分して双方の村で普請を行うようにとの仰せであった。そのことを御請けする書付を公儀へ差出したこと、そして五味沢分の領域を詳しく確認し、今後新たに普請が必要になった時は、五味沢村に相談して行うことを約束している。どちらか一方の村だけが仕事を請け負う事で、もう一方の村の地場に普請が食い込んだり、自分の村にだけ都合の良いような構築物を造ってしまうことがないように、両方の村で相談して普請を行うという趣旨であろう。

さらに両村の水除普請の経過については、一二年後の享保三(一七二八)年六月一三日と推定される時期に出された次の文書で確認することができる。

(史料⑫) 44

地場借り置申證文之事

一其村五郎作田地之わきおか土手ノ下くつれ候所、川除仕度由願申上候所、此度盛田久四郎殿、佐野仙右衛門殿御出御見分被成下候、水き王へ柴こと為致申儀罷成間敷由、尤二存候得共、此度御両人様御見分之上、柴こと五カ所仕様二被仰付候、間敷之儀ハ水き王

ちおき江七尺出し申筈被仰付候、此外少たり共仕出申間敷候、此末高水仕押なかし申候ハ、其元へ承候而御普請可仕候

一柴こと壱ヶ所五郎作用水堀ちましきわ迄五間

一壱ヶ所おか関ちましきわ迄三間

一壱ヶ所おか関ちましきわ迄式間此外次へ式ヶ所も、五ヶ所柴こと右之通高水そんし申候者、其元へ承候而御普請可仕候、為其證文仍如件

(三年六月十三日力)

享保 不明

小又村肝煎

九郎右衛門(黒印)

(後 欠)

差出が小股村肝煎九郎右衛門であり、黒印も押してあるから正文である。また後欠で宛所が不明であるが、文書冒頭の「一書きにある『其村五郎作田地』が、他の文書から五味沢村分に所在する土地であることが分かっているので、宛所の後欠部分には五味沢村の肝煎及び百姓の名前が書いてあったことは確実である。

小股村で両村の境界近く五味沢村五郎作田地の脇、おか土手の下が崩れたので川除工事をしたいと申し上げたところ、代官所から盛田久四郎と佐野仙右衛門⁴⁶が来て見分した結果、「柴こと」(護岸工事力)を五ヶ所にするように仰せ付けられた。水きわから沖へ七尺出すようにという仰せで、これ以外は少したりとも行わないこと、将来洪水になって土地が押し流されたならば必ず五味沢村に断つて

から工事を行うことを、小股村の肝煎九郎右衛門が再び誓約している。

さて、この文書と同日付と考えられる請状が五味沢村から代官所盛田久四郎、佐野仙右衛門宛に出されている。差出しの百姓名の下に印判が省略されていることから、代官所役人に提出された村側の案文である。

(史料⑬) (46)

御請状之事

此度小俣村ニテ当村分へ川除仕度由、願申立候故御見分被遊、当村へ御吟味之上被仰付候へ共、先年出入之地場ニ御座候ゆへ、一村之者共小又村ニ川除為致申儀罷成間敷由申候得共、各々様御取扱被遊ニ付而、一村者共和談仕、小又村ニ柴こと為致申答ニ仕候、右場所ニおひて被仰付通ニ、何分も違乱仕間敷候、為後日仍而如件

享保三年六月十三日

五味沢村組頭

源兵衛

同

次郎兵衛

盛田 久四郎 殿

佐野仙右衛門 殿

肝入

四郎兵衛

(史料⑭) の小股村の誓約を請けて、五味沢村の「一村之者共」は川除の場所が「先年出入之地場」であることから、小股村に川除工事をさせてはならないと主張していた。けれども盛田、佐野両人の

取り扱いがあったので和談にすることで同意したことがわかる。

これら一連の文書から次のようなことが言いうるであろう。川除普請などを村で行う場合には前もって代官所に申し出て見分を受け、裁定を得て行うようにする。とりわけ複数の村に関わるような普請の場合には、後々の係争を引き起こさないためにも代官所に申し立て、裁定を受け、不服があれば再度要望を出すことも行われた。百姓側はその裁定を最大限尊重し、工事を行ったり約定を取り交わしたりした。村に割り当てられた貢租皆済のため、藩役人は時には村役人・百姓から出された要求を受容する立場となることもあったが、あくまで指導的立場として村側に接していた様子がわかる。

第三節 分裂する村と土豪

五味沢村の一七世紀後半から一八世紀前半は、前節で見たように村のなりたちと藩役人の年貢・諸役収取のためのせめぎ合いの中で、百姓、土豪(村役人)、公儀(藩役人)の三者の相互依存的な関係が見られる一方で、土豪と百姓の間に別の微妙な関係も芽生えてきている。

次の史料を見ていこう。「村方も追書付指上申二付而又候御答申上候事」という事書をもつ享保八(一七二三)年九月一八日付の冊子状の文書である。事書が示す様に五味沢村肝煎、齋藤四郎兵衛の不正について、追書付という形で村方百姓から米沢藩代官所に訴文が再度提出された。それらのことについて、肝煎四郎兵衛も再度代官所伊東忠右衛門宛に一七ヶ条にわたり弁明書を提出したものの草

案である。草案であることは、字句の訂正や文章の抹消・追加等も何度も重ねて下書きを認めた文書の体裁から窺うことができる。

一七ヶ条の大方の内容をまとめると左のようになる。

- ① 年貢米銀や、他の万出方を多分に百姓から取り立てている。
 - ② 拝借粉を願う際の遣銭、一番粉を借りる際の馬遣銭等を多めに村人に申し掛けたり、過分に取ったりしている。
 - ③ 夫扶持米を過分に徴収して、余分に集めた分は横領している。
 - ④ 請取手形を出さないで恣意的に運用している。
 - ⑤ 四郎兵衛の拝借粉の一部の返済を村方に割付けている。
 - ⑥ 村人の古未進銀の済口が適切に処理されていない。
 - ⑦ 綿花役の帰銭・諸事夫扶持米の残米を村方に割戻していない。
 - ⑧ 人足未進銭は翌春取り立てだが、四郎兵衛は年内に取り立てる。
 - ⑨ 御廻見様お下りの節の人足日料銭を村方に割付けしないである。
- 以上のようなことについて、村百姓は縷々四郎兵衛の不正を訴えている。右事項の中から、一例として⑦の事項の詳細を以下に掲げる。四郎兵衛は御答の中では次のように弁明している。

(史料⑭) (48)

一綿花帰銭終二沓錢茂村方へ、割附不仕由申上候、此所偽り無御座候、先年もわたしはなの帰り錢、諸事夫扶持米之残米、終二村方へ割附不仕候、子細八先年も御作事や御代官杯も諸事不明二御通り被成候御衆中不明御皆済之時分、酒代杯終二村方も取申多る義無御座候、先祖代も相図ヲ以、右之通相定罷有候処、只今私代二いたり、理不尽之様二申上候、委細惣村中被召出、御吟味之上相知可申、当村之義八小国町も三拾里之所二御座候へハ、御

泊之衆中も折々御座候、勿論通御賄之引足シ、脇村にて取申所も御座候様二承候へ共、拙者義八御使番御横目、其外御衆中御泊二ても、終二御切手之外、村方へ割附不仕候、随分手当之様二存候得共、其様成義申上候うへハ、無據義二候間、双方被召出、急度御吟味可被成下置候事

村の百姓たちは、肝煎四郎兵衛が藩の御買物役である真綿・紅花役⑩の藩からの帰銭を一銭も村方に割付けしていないと訴えている。これに対して四郎兵衛は、村方の申し出は偽りではない。それには理由があつて、御代官様などの役人衆が村方にお通りになる時、役人衆の酒代などの接待にかかる費用は今まで村方より取つてはいなかつた。その酒代などの接待の費用に帰銭を使つている。それは先祖代からの取り決めでそのように行なつてきた。それなのに、自分の代になつて急に理不尽ことを言ってくる。五味沢村は小国町より三十里も離れた所にあり、役人の方が宿泊することもしばしばある。その際は切手⑩のほかは村方へは割付けはしない。自分が受け取つている「綿花帰銭、諸事夫扶持米之残米」は随分と多額の手当のように見えるけれども、そのように村方で言っているのであれば、双方を召し出して吟味してほしい。

以上のように一七ヶ条の全てに互り一つひとつに四郎兵衛は答えている。村方百姓側は五〇人の内二五人の署名を集めることができただ様であるが、四郎兵衛はこの文書の末尾に「二郎兵衛、九兵衛、源兵衛、此三人ハ連判二のり申間敷由申立候、後付二仕剩大事之書付、致虚判杯差上申躰之徒もの共二御座候」と書き、百姓達も必ず

しも一枚岩ではなかつた様である。

この後の代官所の処置はどの様なものであつたのだろうか。第二章の冒頭（史料⑦）で代官所からの惣左衛門由緒の御尋に「享保八年中二肝煎式人罷成申由、天明式年中も往古通り拙者一拵二、（難カ）成申候」と天明六（一七八六）年一二月に答えている。五味沢村では四郎兵衛から代官所に「村方より追書付指上申二付而又候御答申上候事」のお答えが出された年、享保八（一七二三）年に肝煎が二人体制となつたことが知られる。それは五九年後の天明二（一七八二）年まで続き、その後再び惣左衛門家一人体制になつたと述べている。さらにその間の事情については、次の文書が示唆を与えてくれる。

（史料⑤）（51）

五味沢村勘十郎、太郎作、長助、八助、市兵衛、五郎作、

長右衛門七人之者共、以書付奉願候事

我々共儀、先年肝煎兩人二罷成候節、兵五郎下二罷成候所、此度身上統道を以、四郎兵衛触下二罷成度存候、（中略）此段四郎兵衛二被仰付被下置度奉願候、勿論我々萬御濟方并諸事御用筋之儀、今日も末々四郎兵衛方へ被仰付可下置候、奉頼存候

享保（七十七）十式年三月廿九日

五味沢村百姓

勘十郎

（以下六人百姓名略）

伊東忠右衛門 殿

先の騒動があつた享保八年からわずか四年後の享保一二（一七二二

七）年三月に、七人の五味沢村百姓から代官所役人伊東忠右衛門宛に出された願状の案文である。「兵五郎下二罷成」つたけれども「身上統道を以」つて、四郎兵衛触下になりたい旨の願いが提出されたのである。七人の百姓達の「身上統道を以」の言葉の内実は定かではないが、百姓や村のなりたちに関わる事情が重なつて享保一二年に「四郎兵衛触下」に再度なることを希望したものであると考えられるし、天明二年には五味沢村自体再び肝煎一人体制に戻つていったものと思われる。兵五郎は他の文書には与頭の役職として度々名前が現れる人物で、村における肝煎に次ぐくらいの地位にあつた有力百姓であつたものと思われる。このように見てくると、この一件は四郎兵衛と兵五郎の村運営に係る村の一部百姓達を巻き込んだ騒動であつたと言える。

ここ五味沢村では、享保期に至りようやく力をつけた一部小百姓達（達）が、戦国期以来の土豪の不正を訴えるまでに成長した姿を見ることができるようになつたと指摘できるのである。

おわりに

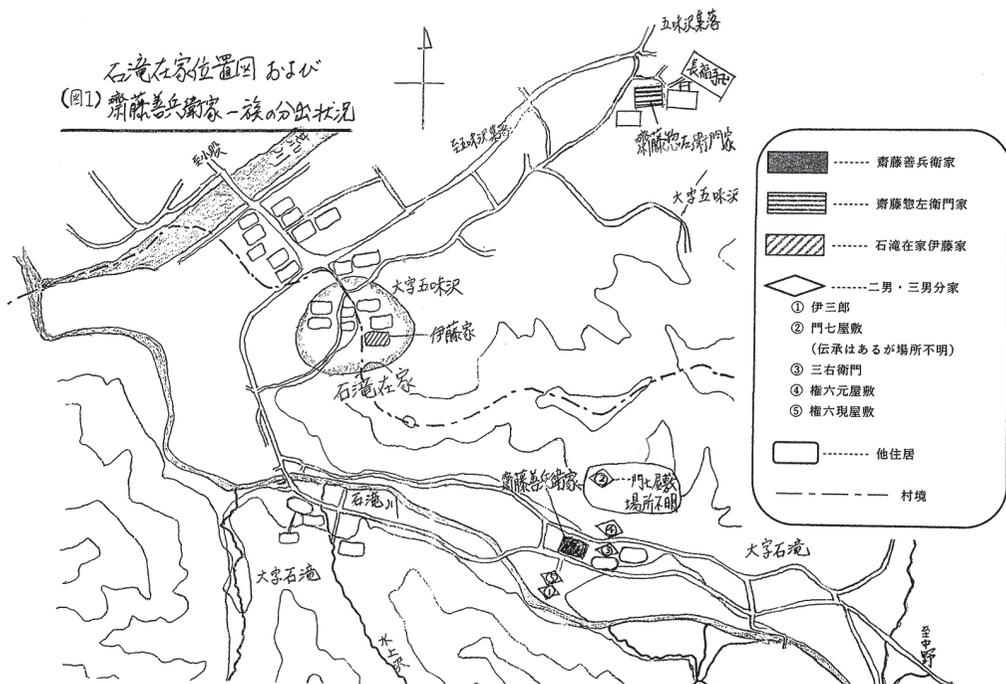
齋藤善兵衛家は村上本庄領から永禄一一（一五六八）年に隣国伊達領の石滝在家に侍身分として移住し、近世期を通じて名子や一族の二男・三男を近隣に分出させながら広く地域に根を張つていった。一方齋藤惣左衛門家は、五味沢村開削当時から土豪として広大な名請地を有し、村のなりたちに積極的に関わり近世村落を支えた。

近世前期の村のなりたちという視点で五味沢村の歩みを見るなら

ば、百姓たちは一七世紀後半に至っても重税と自然地理的要因、治水技術の未熟等から農業経営を維持できない百姓が多かった。それ故にこそ欠落・逃散・身売り等によって耕作地放棄が頻発し、自立百姓の創出が遅れた。土豪と比較的有力な百姓は力を合わせて村再生に当たり、藩に対し種々訴願を行い、藩役人もまた貢租収入を確保する観点から、村・百姓が潰れてしまわないような対策を取った。その結果、土豪・村百姓・藩役人の三者の相互依存的な関係も生まれた。五味沢村に用水路の整備が進み水田面積も増加し、比較的安定した農業経営が確立するのは、ようやく近世中期以降である。

五味沢村では享保期になると、力を高めた一部百姓達により、村を二分し肝煎四郎兵衛の不正を代官所に訴えるという動きが見え始める。しかしその百姓達の批判の矛先は、未だ村役人・有力百姓の村運営に対して向けられているのであって、米沢藩の搾取や一部特権階級が支配する社会体制そのものへと向けられていない。このところこの時期の五味沢村百姓の自立の限界があったとも言える。

これまで見てきたように戦国時代に侍身分を持つ両齋藤家が、近世初期に百姓身分となって現在までも続く村のリーダーとして力を尽くした意義は大きい。また村存続の長い過程を通じて培われた地域社会維持のための仕組みや風習、家や人同士のつながり、人の自然への対峙の仕方が、まがりなりにも現在でも地域社会の中に息づいていることの意義も大きい。これからの地域コミュニティのあり方を考える上で忘れてはならない視点のように思う。



(1) 米沢藩の村落史研究は、吉田義信著『置賜民衆生活史』（国書刊行会、一九七三年）、伊豆田忠悦著『羽前地方史の研究』（郁文堂書店、一九七九年）、渡部史夫著『米沢藩の政治と農村社会』（不忘出版、一九八〇年）、同著『出羽南部の地域史研究』（郁文堂書店、一九八六年）などをあげることができる。

(2) 勝俣鎮夫『戦国時代の村落——和泉国入山田村・日根野村を中心に——』（同著『戦国時代論』岩波書店、一九九六年）九三頁。

(3) 藤木久志著『村と領主の戦国世界』（東京大学出版会、一九九七年）。例えば、本稿に関連して言えば、土豪と村に焦点を当てた研究の

成果として、稲葉継陽著『戦国時代の荘園制と村落』（校倉書房、一九九八年）、長谷川裕子著『中近世移行期における村の生存と土豪』（校倉書房、二〇〇九年）、黒田基樹著『中近世移行期の大名権力と村落』（校倉書房、二〇〇三年）、池上裕子著『日本中近世移行論』（校倉書房、二〇一二年）等々、他にも多数をあげることができる。

(5) 渡辺尚志「中世・近世村落史研究の到達点と課題」『日本史研究』五八五号所収、二〇一一年 一一五頁。渡辺尚志著『近世村落と地域社会』（塙書房、二〇〇七年）等参照。

(6) 水本邦彦「村共同体と村支配」（『講座日本歴史5 近世1』）所収、東京大学出版会、一九八五年）一三六頁。また、同氏による『近世の村社会と国家』（東京大学出版会、一九八七年）も参考とした。

(7) 最近の研究成果としては、吉田ゆり子著『兵農分離と地域社会』（校倉書房、二〇〇〇年）、小酒井大吾著『近世前期の土豪と地域社会』（清文堂、二〇一八年）、籠橋俊光著『近世藩領の地域社会と行政』（清文堂、二〇一二年）等々多数あげることができる。

(8) 『大日本古文書 家わけ三 伊達家文書1』（東京大学史料編纂所 一九六九年復刻版）一一七番、一三六頁。

(9) 佐々 久監修『仙台藩家臣録 第一巻』（歴史図書社、一九七八年）八五頁に、

大塚左衛門

一 拙者先祖從

誰様御代被召出御一族並之御奉公被仰付御知行何程被下置候哉

不承伝候。曾祖父大塚伯耆と申者御知行七貫文被下置、伊達永井より御当国へ致御供御一族並之御奉公仕候由御座候。（以下略）

とある。『川西町史 上巻』（川西町、一九七九年）三七六頁には、大塚氏は鎌倉時代の大塚因幡守親行の流れを汲む在地領主で、現在の大家村周辺を本貫の地としたことになっている。しかしながら、嫡流系統には大家信濃の名前は見当たらないので、おそらくは大塚氏の庶流と思われる。伊達植宗と晴宗の父子の相克から家臣団・近隣国人領主をも巻き込んだ伊達氏天文の乱（一五四二—一五五〇）後に加恩を受けているので、晴宗に与しその後も生き延びたものと思われる。

(10) 『山形県史 資料編15上 古代中世史料1』（山形県、一九七七年）七八九頁。周知のごとく『晴宗公采地下賜録』は、天文の乱の戦後処理として、乱の最中に発給された宛行状や安堵状を、戦いに勝利した晴宗が整理・再発行したものをまとめた台帳である。

(11) 渋谷敏己「中世村落の復元的考察」（小林清治編『戦国大名論集 2 東北大名の研究』吉川弘文館、一九八四年）三六五頁。置賜地方の長井市西根地区を調査した渋谷氏は、歴史地理学的見地から「この地方の中世の耕地が、その発生的な段階においては、より山麓部に近い段丘面の山田の開発を中心としており、その後、より面積の広い前面の段丘面へと進出していった」「館」も「在家」も湧水箇所や、それと関連するのであるが、段丘上の先端部で、すぐ近くに水の得やすい地点に分布している」と述べている。

(12) 齋藤善男家文書1。以下、「善男家文書1」のように略称するが、善男家文書には文書目録、翻刻などはない。

(13) 『村上市史 資料編1 古代中世編』（村上市、一九九三年）一四八番、一七三頁。なお、この文書と宛所の齋藤十郎左衛門の関係については横山貞祐著『村上郷土史物語』（村上商工会議所、一九七二年）九九頁を参照。

(14) 東京大学史料編纂所『越後国瀬波郡絵図（釈文）』（東京大学、一九八七年）。

(15) 前掲注¹⁴九八頁。

(16) 善男家文書2。詳しい齋藤家系図については、『小国町誌資料 第

一卷」(小国町教育委員会、一九九一年)に翻刻所載(五一頁)された「齋藤善兵衛由緒」を参照。ただしここに載せられている「五味沢齋藤文男(文吉)家」の部分については、残念ながら筆者は原本を見つげることができなかった。齋藤文吉家(惣左衛門家)と齋藤善男家(善兵衛家)が、齋藤監物盛泰を祖として二家に分かれたことの信憑性については判断を保留したい。

(17) 『村上市史 資料編1 古代中世編』(前掲注¹³)二〇六頁。一八九番。
(18) 『村上市史 通史編1 原始・古代・中世』(村上市、一九九九年)四一四頁。

(19) 蟻坂花子著『河北の臣——蟻坂文書とその背景——』(萬葉堂出版、一九七九年)一一七頁。また『米沢市史 資料編1 古代中世史料』(米沢市、一九八五年)九三七頁。

上郡山 伊達世臣家譜卷八の十二(太刀上)
上郡山姓藤原、不知其先、以上郡山民部大夫景為為祖、伝言景為仕于性山公、住于羽州置賜長井莊、然不詳何時始仕于当家也、景為無子、養中津川丹波第三男為嗣、称之内匠常為、貞山公徙于仙台之時、從而来、賜田千石於栗原郡宮沢邑、(以下略)。
のように記されている。

(20) 前掲注¹⁶。

(21) 文吉家文書1。齋藤文吉家文書は平成一二年から一四年まで、財団法人日産科学振興財団の研究助成を受けて実施された課題研究「東北マタギの伝統的狩猟活動から見た動物資源の持続的利用に関する学術的研究」(研究代表は佐藤宏之東京大学助教授)が行われ、その成果は『小国マタギ 共生の民俗知』(農文協、二〇〇四年)に結実している。この研究メンバーの一人であった国士館大学教授原田信男氏のグループが約一五〇点の齋藤文吉家文書群を発見された。本文書群は、近世期を通じて長く村役人を務めた当家に伝わる村方文書、及び齋藤家に関わる家蔵文書である。以下、本稿ではこの文書群を「文吉家文書1」のように表記する。原田氏の業績に感謝しつつ、文書番号はこの文書目録に付された番号を使用させていた、たく。

(22) 『小国町誌資料 第一巻』(前掲注¹⁶)。

(23) 齋藤文吉家文書71。

(24) 吉田義信「会津蒲生氏領の太閤検地」『経済研究』第七集所収(大東文化大学大学院経済学研究科、一九八五年)五七頁以下によれば、天正一九年に置賜地方で検地が行われた証跡として次の三例が挙げられているが、実際の検地帳は発見されていない。

① 成田(長井市)飯沢長吉家文書(『山形県史 古代中世史料1』(山形県、一九七七年)一七四頁。

② 三戸十(二六九七)年手ノ子村問屋覚書(『山形県史 近世史料1』(山形県、一九七六年)八五〇頁。

③ 「黒沢村(飯豊町)肝煎惣内宝永六(二七〇九)年書上帳」(『黒沢河村家文書 宝永六年先祖書 享保五年萬覚書』所載、飯豊町古文書研究会資料)。

一方、現存する置賜地方の文禄三年検地帳は、次の六例を確認できる。

I 文禄三年六月二八日 露藤村検地帳(『山形県史 検地帳上 資料編7』(山形県、一九六四年)所載。

II 文禄三年六月吉日 五味沢村検地帳(前掲注²²)齋藤文吉家文書1。

III 文禄三年七月吉日 長井屋代之内柏木目村御検地帳(『山形県史 近世史料1』(前掲)所載。

IV 文禄三年七月日 上長井内藤泉村御検地帳(『米沢市史 近世編1』(米沢市、一九九三年)所載。

V 文禄三年八月一三日 中津川之内小坂村帳(『山形県史 近世史料1』(前掲)所載。

VI 文禄三年 千勝寺御検地帳(『川西町史 別巻』(川西町、一九八五年)所載。

(25) 長谷川裕子「村の生存」という視角(同著『中近世移行期の村の生存と土豪』所収、校倉書房、二〇〇九年)一三頁。

(26) 文吉家文書81。

(27) 河役については、米沢藩の例としてであるが、享保一三(一七二八)年成立で園野庄蔵なる仮名を用いた筆者が綴る米沢藩政批判の書「笹野観音通夜物語」(『米沢市史資料 第三号』所載、米沢市、一九八一

年)の二二頁に「……同年(明暦元年)より附益山年貢、附益野年貢とて山野ある村々より被召上候(中略)或は胡桃役・川役等迄村々より御帳に書出し置納候」とあり、少なくとも本文書の十一年前、明暦元(一六五五)年には既に各村ごとに賦課額が定められて徴収されていたようである。

(28) 三面村についての最古の記録とされるのは、『越後国瀬波郡絵図(釈文)』〈前掲注¹⁾〉一〇三頁に、

三面村 下

大国但馬分

縄ノ高合 九石九斗老升四合

あら所へ 文四ノ年罷出候

家 六間

岩崩 三面まで五十里

と見える。この大炊介の住んだ三面村は特に広範な三面地域のさらに奥地であったことから奥三面と呼ばれている。以下奥三面を使用する。

(29) 『朝日村史』(朝日村教育委員会、一九八〇年)。

(30) 『朝日村史』〈前掲注²⁾〉二九五頁〜二九六頁。

(31) 文吉家文書²³⁾。

(32) 伊豆田忠悦「初期本百姓の近世的転化 ―米沢藩の軒役について―」(同著『羽前地方史の研究』郁文堂書店、一九七九年)によれば、軒役は中世・近世初期、家屋敷を持つ比較的有力な百姓を「百姓一軒」として、その持ち高にかかわらずこれを基準に賦課した夫役であるという。この夫役負担者を「役屋」と称した。したがって家屋敷を持たない水呑百姓のような者は、賦課の対象とされなかった。米沢藩では、それを明暦三(一六五七)年に物成三十二石で百姓一軒と定めて夫役を徴収するように改めた(その後の「軒役」の動向については後述)。

(33) 宮崎克則「近世初期の「走り者」と村落状況」(『歴史評論』四八八号、一九九〇年)を参照。

(34) 寛永一五(一六三八)年四月から慶安三年(一六五〇)一二月に至る米沢藩奉行衆の寄合の記録である「寄合帳」(『山形県史 近世史

料1』〈前掲注²⁾〉九七一頁)に、米沢藩初期の置賜地方の百姓の逃散、欠落等の記事が一部載せられている。例えば、

(一六四九)
正保三年五月三日条

白子沢理兵衛子与吉・理兵衛欠落之時分籠舎申付候、理兵衛妻のおいさんと申男、若松ち四人二成て参候、此両人計白子沢へ遣て成敗、理兵衛妻と娘とよめと三人之女八欠所、此よめは清八いもうと也。(以下略)

とあるごとく、欠落の百姓には籠舎、またその家族や一族にも成敗、欠所など厳罰に処した様子がわかる。

(35) 前掲注²⁾。

(36) 文吉家文書²⁾。

(37) 前掲注²⁾一三九頁。

(38) 文吉家文書²⁾、38、62、73、84、86、109。

(39) 『米沢市史 近世編1』(米沢市、一九九一年)二六七頁。

(40) 伊豆田忠悦「上杉藩における夫役の変質過程」(同著『羽前地方史の研究』〈前掲注¹⁾〉一〇八頁)。

(41) 文吉家文書⁶²⁾。

(42) 代官所役人とみられる長岡吉兵衛(後に喜兵衛と改める)は、『小国町史』(小国町、一九六六年)「上杉時代小国の役職(田村文書)」二八五頁によれば、元禄十六(一七〇三)年八月に板御蔵並酒御横目役を仰せ付けられている。板御蔵役は「御作事屋御用御買上板 鉄印判打役」と注記されているが、どういった関係でこの宝永三(一七〇八)年の小股村の申し出について見分を行なったかは定かでない。

(43) 小侯村の「侯」の表記については、文書によつては「又」「股」と表記しているが、以下現在の村名「小股」で統一する。なお、小股村は、朝日連峰より流下する荒川を挟んで五味沢村と境を接する集落である。

(44) 文吉家文書⁸⁶⁾。

(45) 『小国町史』〈前掲注²⁾〉によれば、盛田久四郎は享保九(一七二二)年、佐野仙右衛門は享保一九(一七三四)年当時にそれぞれ「初

御蔵役」を勤めていることが知られる。しかし、この文書が作成された享保三年六月当時に何の役職に就いていたかは定かではない。盛田も佐野も近世期を通じて同姓の一族が小国を統括するための役職や掛として各種文書に頻繁に名前が出てくることから、この時期も二人は小国方面の農政や普請関係の業務を命じられていたことは間違いない。

(46) 文吉家文書74。

(47) 文吉家文書85。

(48) 前掲注⁴⁾文書。

(49) 御買綿花は米沢藩で百姓から買い上げた真綿と紅花で、村請など藩の徴税機構を通じて買い上げられた。時の相場と比べて廉価で強制的に村に割り当てて買い上げをして取り扱っても税並みであった。綿銭はその綿花に対する藩からの代金の一部で、肝煎を通じて各村に支払われる仕組みになっていたものと考えられる。

(50) 芳賀勝助編『増訂版 近世古文書辞典—米沢藩—』（長井古文書研究会、一九八八年）八八頁によれば、切手は米沢藩において村方で藩費で支払うべき金銭がある場合に、現金で支払わず後で精算する証文を出す。その証文を切手という。その切手は年貢を納める時に差し引かれた。

(51) 文吉家文書58—⑥

〈追記〉

本稿は、平成三十一年一月に山形大学大学院社会文化システム研究科思想歴史分野（歴史文化領域）の修士課程の学位取得のために提出した論文を書き改めたものである。その意味では習作の意味合いも強く、諸氏のご指導を賜らなければならぬ点も多い。論文作成にあたっては、指導教官であられた松尾剛次先生、岩田浩太郎先生、十川陽一先生のご三名の先生から、言葉では尽くせない多くのご教示をいただいた。先生方との授業は苦しくもあつたが、また楽しく充実した時間としていつまでも忘れることはできない。この場をお借りし心より感謝申し上げます。

A Thought on Powerful Local Clans (Dogōs) and Villages in the Early Edo Period ; Focusing on two Saito clans in Ishitaki and Gomisawa villages in Dewa Province.

This paper aims to clarify how and what Saitō clans developed the villages in Ishitaki and Gomisawa districts in Dewa province in the early Edo period, using newly discovered more than 150 old documents related to two powerful clans, Saitō Zenbei and Saitō Sōzaemon families. The author translated and used them to clarify the real situations at the both villages in the early Edo period for the first time in the research history.

First, the founder of Saitō Zenbei family, whose status was Samurai, moved from Murakami district in Echigo province to Ishitaki village in Dewa province in 1568. Ishitaki village was developed by Saitō Zenbei family members and their peasants through Edo period. So, Saitō Zenbei turned to be a leading farmer in Ishitaki village during Edo period.

On the other hand, the founder of Saitō Sōzaemon family put Gomisawa village to plow as a leading farmer from the beginning of the development of the village.

Through this paper, you will recognize how and what both villages were developed and Saitō clans payed annual taxes imposed by Uesugi domain under strict natural environments.